

「スマートプラチナ社会の構築に関する実証」に係る意見募集 意見募集要項

① 在宅医療・介護に係る情報連携基盤の全国展開に向けた実証

1. 実証の背景・目的

(1) 実証の背景

世界に先駆けて超高齢社会を迎えた我が国は、経済活動や社会保障制度、国民生活、地域コミュニティ等の在り方について、従来の政策手法では対応できない課題に直面しています。これらの課題を解決し、社会に新たな価値をもたらす原動力として、距離や時間の問題を克服できる ICT が持つ「ネットワーク力」への期待が高まっています。

本格的な超高齢社会の到来を迎えて、医療及び介護サービスを必要とする高齢者が増加の一途を辿るなど、高齢者への医療・介護サービス供給に対する不安が高まっています。こうした超高齢社会を迎えたわが国では、住みなれた我が家で医療、介護等に関する取組を包括的かつ継続的に行うことのできる地域包括ケアシステムが整備された社会環境が求められます。

こうした状況等を背景として、世界最先端 IT 国家創造宣言(平成 25 年 6 月 14 日 閣議決定)においても、「地域を超えた国民への医療サービス提供等を可能とする医療情報利活用基盤の構築を目指し、医療情報連携ネットワークについて、データやシステム仕様の標準化、運用ルールの検討やシステム関連コストの大幅な低廉化等による費用対効果の向上を図りつつ、全国への普及・展開を図る。」とされています。

総務省では「世界最先端 IT 国家創造宣言」に基づき、厚生労働省との密接な連携のもと、在宅医療・介護に係る情報連携基盤の全国展開に向けて、本実証はそのモデルケースとして実施するものです。

(2) 実証の目的

高齢者に効果的・効率的に医療・介護分野におけるサービスを提供するため、在宅医療・介護等に関する情報を当該分野における多職種で共有することの重要性が注目されているところ、多職種がそれぞれ所有する情報システムについて、システム間の互換性がない場合には情報共有ができません。

そこで、本実証においては、在宅医療・介護等に関する情報を異なるシステム間での情報共有・分析を可能とする情報連携基盤を標準的な形で構築し、医療・介護等に関する情報の共有を可能とし、さらには、それらデータを軸に医療・介護やその他関連サービスが有機的に連動できるよう、在宅医療・介護等に関する情報の共有に係る課題解決に向けた実証を行います。

2. 意見募集対象

次の(1)～(4)の各項目について意見を募集します。

(1) 実証における検証項目

実証における検証項目は、現時点において、次のものを想定しています。これらの検証項目について追加等の意見を募集します。

【現時点において想定している検証項目】

- ① 在宅医療・介護等に関する情報を異なる情報システム間で共有・分析可能な情報連携基盤の検証
- ② 在宅医療・介護サービスの質的向上、当該業務の効率化に対する当該基盤の有効性の検証
- ③ 当該基盤のセキュリティに関する検証

(2) 実証成果の活用方法

実証の成果は、実証終了後に、広く公表し、システムの構築・運用に活用していただくことを想定しています。成果の具体的な活用方法について、どのようなものが考えられるか、意見を募集します。

【現時点において想定している成果】

- ① 在宅医療・介護等に関する情報を異なる情報システム間で共有・分析可能な情報連携基盤の実装仕様書
- ② 当該基盤の運用ガイド
- ③ 当該基盤を活用したモデル事例集

(3) 実証成果の普及展開に係る要件

実証成果の普及展開に係る要件は、現時点において、次のものを想定しています。これらの普及展開に係る要件について追加等の意見を募集します。

【現時点において想定している普及展開に係る要件】

- ① 在宅医療・介護等に関する情報を異なる情報システム間で共有可能な情報連携基盤の継続運用計画の策定
- ② 当該基盤の他地域への普及に係る計画の策定

(4) 実証の請負者を決定する上での評価軸

実証の請負者を決定する上での評価軸は、現時点において、次のものを想定しています。これらの評価軸について追加等の意見を募集します。

【現時点において想定している評価軸】

- ①実証内容及び実施方針等
 - ア 実証内容の妥当性
 - イ 実証方法の妥当性
 - ウ 作業計画の妥当性・効率性
- ②組織及び事業従事者の経験・能力

- ア 類似の実証の実績・関連知識
- イ 組織としての実証の実施能力

② ICT 健康モデル（予防）の確立に向けた実証

1. 実証の背景・目的

（1）実証の背景

世界に先駆けて超高齢社会を迎えた我が国は、経済活動や社会保障制度、国民生活、地域コミュニティ等の在り方について、従来の政策手法では対応できない課題に直面しています。これらの課題を解決し、社会に新たな価値をもたらす原動力として、距離や時間の問題を克服できる ICT が持つ「ネットワーク力」への期待が高まっています。

我が国が直面している生産年齢人口の減少、社会保障費の増大等の課題に対応するためには、国民のライフスタイルに適応した健康維持・増進の仕組みを確立し、生活習慣病等の発症・重症化の「予防」による健康寿命の延伸を図ることが必要です。

こうした状況等を背景として、世界最先端 IT 国家創造宣言（平成 25 年 6 月 14 日 閣議決定）においても、「保険者、地方自治体及び企業が健診データやレセプトデータ等から加入者や地域住民、社員の健康状況等を把握・分析し、データに基づく具体的な保健指導や本人の参加も含む健康づくりに関する取組を推進できるようにするなど、地域や企業における国民の健康増進・健康管理に有効な方策を確立し、それを踏まえて、全国展開を図る。」とされています。

総務省では「世界最先端 IT 国家創造宣言」に基づき、厚生労働省を含めた各省との密接な連携のもと、ICT 健康モデル（予防）の確立に向けて、本実証はそのモデルケースとして実施するものです。

（2）実証の目的

生活習慣病等の発症・重症化の「予防」による健康寿命の延伸を図るためには、国民のライフスタイルに適応した健康維持・増進の仕組みを確立していくことが必要です。しかし、現時点では、多くの無関心層を取り込んだ健康づくりの仕組みは確立されていません。また、被保険者が転職・退職する際の健診データ等の引き継ぎや、被扶養者の特定健診の受診率向上といった課題があります。

そこで、本実証においては、ICT を活用しつつ、地域の特性に応じたポイントやクーポン等のインセンティブを用いた健康モデルを実証するとともに、被保険者が転職・退職する際の健診データ等の引き継ぎや被扶養者に対するアプローチ等の検証を行います。

2. 意見募集対象

次の（１）～（４）の各項目について意見を募集します。

（1）実証における検証項目

実証における検証項目は、現時点において、次のものを想定しています。これらの検証項目について追加等の意見を募集します。

【現時点において想定している検証項目】

- ① ICT を活用した健康モデルの構築・検証
- ② 健康無関心層に対する当該モデルの有効性の検証
- ③ インセンティブ付与の在り方に関する検証
- ④ 異なる保険者・情報システム間での健診データ等の授受の検証

(2) 実証成果の活用方法

実証の成果は、実証終了後に、広く公表し、システムの構築・運用に活用していただくことを想定しています。成果の具体的な活用方法について、どのようなものが考えられるか、意見を募集します。

【現時点において想定している成果】

- ① ICT を活用した健康モデルの導入手順書
- ② 当該モデルの運用ガイド

(3) 実証成果の普及展開に係る要件

実証成果の普及展開に係る要件は、現時点において、次のものを想定しています。これらの普及展開に係る要件について追加等の意見を募集します。

【現時点において想定している普及展開に係る要件】

- ① ICT を活用した健康モデルの継続運用計画の策定
- ② 当該モデルの他地域への普及に係る計画の策定

(4) 実証の請負者を決定する上での評価軸

実証の請負者を決定する上での評価軸は、現時点において、次のものを想定しています。これらの評価軸について追加等の意見を募集します。

【現時点において想定している評価軸】

- ① 実証内容及び実施方針等
 - ア 実証内容の妥当性
 - イ 実証方法の妥当性
 - ウ 作業計画の妥当性・効率性
- ② 組織及び事業従事者の経験・能力
 - ア 類似の実証の実績・関連知識
 - イ 組織としての実証の実施能力

③ 新たなワークスタイルの実現に資するテレワークモデルの実証

1. 実証の背景・目的

(1) 実証の背景

テレワークは、ICT を活用して、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方を実現するものであり、ワーク・ライフ・バランスの実現、多様な人材の社会参画、企業の生産性の向上など、様々な課題の解決へ向けた貢献が期待されます。

また、少子高齢化の急速な進展による生産年齢人口の減少が大きな社会的課題となるなか、女性や高齢者などを含め、労働人口の確保と労働生産性の向上が必要不可欠であり、このような観点からもテレワークを推進していく必要があります。

こうした状況等を背景として、世界最先端 IT 国家創造宣言（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）においても、「特に就業継続が困難となる子育て期の女性や育児に参加する男性、介護を行っている労働者などを対象に、週一回以上、終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワークにおける、労働者にやさしいテレワーク推奨モデルを産業界と連携して支援」とされています。

総務省では「世界最先端 IT 国家創造宣言」に基づき、テレワークを活用した新たなワークスタイルの実現を推進しており、本実証は、厚生労働省と連携し、テレワークのさらなる普及・促進に向けて、新たなテレワークモデルの確立に向けて実施するものです。

(2) 実証の目的

現在、テレワークの普及については、小規模の企業、地方都市圏に立地している企業において導入に遅れがみられるなど、企業規模、企業立地によるテレワーク導入率に差異が生じています。また、テレワーク導入にあたっては、「テレワークによるセキュリティ対策への不安」「テレワーク導入にあたってのマネジメントへの不安」「テレワークへの意識の不足」といった阻害要因が挙げられています。

このため、本実証では、主に中小企業におけるテレワーク導入を促進するため、様々なタイプのニーズに応じたきめ細かなモデル実証を行い、新たなテレワークモデルを確立することによって、テレワーク導入の阻害要因の解消を図るとともに、本モデルを広く普及展開することによって、より多様な分野におけるテレワーク導入を促進することを目的とします。

具体的には、業種・業務、職制、企業規模、企業立地などの組み合わせにより、厚生労働省において検討される類型別モデルごとに、条件に合致する企業等を実証フィールドとして参加・協力いただくことを想定しています。

その上で、類型別モデルごとにテレワークを導入する上での課題を抽出・分析するための検証を行うことにより、新たなテレワークモデルの構築を目指すものです。

2. 意見募集対象

次の（１）～（４）の各項目について意見を募集します。

(1) 実証における検証項目

実証における検証項目は、現時点において、次のものを想定しています。これらの検証項目について追加等の意見を募集します。

【現時点において想定している検証項目】

- ①業種・業務等に応じた情報セキュリティ対策の検証
- ②適切なマネジメントに資するテレワーク環境の構築・検証
- ③高齢者や女性のライフスタイルに応じたテレワーク環境の有用性等の評価
- ④テレワーク導入による定量的効果の測定・評価

(2) 実証成果の活用方法

実証の成果は、事業終了後に、広く公表し、実際のテレワーク導入にあたって活用していただくことを想定しています。成果の具体的な活用方法について、どのようなものが考えられるか、意見を募集します。

【現時点において想定している成果】

- ①業種・業務等に応じたテレワークモデルの導入手順書
- ②業種・業務等に応じたセキュリティ対策のガイドブック
- ③業種・業務等に応じたテレワークツールの組み合わせ事例集

(3) 実証成果の普及展開に係る要件

実証成果の普及展開に係る要件は、現時点において、次のものを想定しています。これらの普及展開に係る要件について追加等の意見を募集します。

【現時点において想定している普及展開に係る要件】

- ①実証参加企業等における実証終了後のテレワーク継続計画の策定
- ②多様な分野でのテレワーク導入に向けた横展開に係る取組計画の構築
- ③テレワークサービス提供者のビジネス展開における活用計画の構築

(4) 実証の請負者を決定する上での評価軸

実証の請負者を決定する上での評価軸は、現時点において、次のものを想定しています。これらの評価軸について追加等の意見を募集します。

【現時点において想定している評価軸】

- ①実証内容及び実施方針等
 - ア 実証内容の妥当性・独創性
 - イ 実証方法の妥当性・独創性
 - ウ 作業計画の妥当性・効率性
- ②組織及び事業従事者の経験・能力
 - ア 類似の実証の実績・関連知識
 - イ 組織としての実証の実施能力

④ 高齢者の ICT リテラシー向上に資する講習会の実証

1. 実証の背景・目的

(1) 実証の背景

我が国は世界に先駆けて超高齢社会を迎えましたが、今後、生じてくる様々な社会の課題を解決していくためにも、多くの高齢者がより一層元気に、様々な場面で活躍できる社会であることが重要となってきます。

高齢者が ICT を使えるようになることは、自らの健康や財産を管理し、家族や友人とコミュニケーションをとり、平時にも非常時にも正確な情報を把握して最適な行動をとるためにも必要な知識であり、買い物等の利便性も含め、生活の基礎といえる時代になってきています。

また、内閣の IT 総合戦略本部が策定した、世界最先端 IT 国家創造宣言（平成 25 年 6 月 14 日 閣議決定）においても、「インターネットの普及に加え、スマートフォン等の急速な拡大により、国民全体として IT に触れる機会が増大していることを踏まえ、IT の利活用により、子供から高齢者まで、そのメリットを享受して豊かに生活を送ることができるよう、情報モラルや情報セキュリティに関する知識を含め、国民全体の IT リテラシーの向上を図る。」とされています。

しかしながら、平成 25 年 10 月に公表された、OECD（経済協力開発機構）の「国際成人力調査」（PIAAC：ピアック）では、我が国の 60 歳以上の IT を活用した問題解決能力は、OECD 平均を下回っている状況にあります。

以上の社会的状況や政府方針等を踏まえ、本実証を通じ、情報を獲得・評価し、他者とコミュニケーションをし、実際的なタスクを遂行するために、デジタル技術、コミュニケーションツール及びネットワークを活用する能力（ICT リテラシー^(注1)）を向上させるためのモデルを構築するものです。

(注1) ICT リテラシー

本実証において、単なる ICT の活用・操作能力のみならず、メディアの特性を理解する能力、メディアにおける送り手の意図を読み解く能力、メディアを通じたコミュニケーション能力までを含む概念をいいます。

(2) 実証の目的

高齢者が ICT を安心・安全に、また日常生活において特別なものとして意識することなく、楽しく便利なものとして利用できるようになるためには、リテラシーの付与、向上が必須であり、そのためのモデルを構築する必要があります。

また、リテラシーを身に付けた高齢者自身の利用にとどまるのではなく、地域において教え学び合う活動や、豊富な知恵と経験を ICT で発信する等により、地域社会への参加や地域の課題解決に貢献できる人材として活躍していただくことが重要となります。

そこで、本実証では、総務省が提供する ICT リテラシー育成のための学習コンテン

ツや実際のインターネットサービスも利用しつつ、講習会の実施、運営に係る検証を行い、ICT リテラシー向上の意義や地域において効果的かつ継続可能な実施方法、普及展開方策等を抽出するとともに、高齢者の ICT 利用を通じた、地域社会への積極的な参加や関わり、地域の課題解決に向けた取組へ繋げることを目的とします。

具体的には、シニアボランティアの協力を得て、公民館等でタブレットを使った講習会を行い、高齢者が ICT を利用するために必要となるリテラシーの付与とその効果的な手法を検証・確立するほか、ICT 利用によるコミュニケーションの活性化や地域課題解決方策として、有益な取組を事例集として取りまとめます。また、効果的かつ効率的に講習会を実施できるよう、講習会の進め方や留意点等についても取りまとめ、ガイドライン（手引書）等を作成します。

2. 意見募集対象

次の（１）～（４）の各項目について意見を募集します。

（１）実証における検証項目

実証における検証項目は、現時点において、次のものを想定しています。これらの検証項目について追加等の意見を募集します。

【現時点において想定している検証項目】

- ①高齢者に期待される ICT リテラシーの能力
- ②地域において ICT リテラシーを身に付けた高齢者に期待される役割、活動等
- ③高齢者にとって有効と考えられる講習会の実施方法

（２）実証成果の活用方法

実証の成果は、実証終了後に、広く公表し、講習会の実施に活用していただくことを想定しています。成果の具体的な活用方法について、どのようなものが考えられるか、意見を募集します。

【現時点において想定している成果】

- ①高齢者の ICT 利用によるコミュニケーションの活性化や地域の課題解決等の成果事例集
- ②ICT リテラシー向上に資する講習会のガイドライン（手引書）
- ③教材、広報資料等

（３）実証成果の普及展開に係る要件

実証成果の普及展開に係る要件は、現時点において、次のものを想定しています。これらの普及展開に係る要件について追加等の意見を募集します。

【現時点において想定している普及展開に係る要件】

- ①効果的・効率的な講習会の周知及び実施方法
- ②シニアボランティアとの連携の在り方

(4) 実証の請負者を決定する上での評価軸

実証の請負者を決定する上での評価軸は、現時点において、次のものを想定しています。これらの評価軸について追加等の意見を募集します。

【現時点において想定している評価軸】

- ①事業内容の妥当性・独創性
- ②作業計画の妥当性・効率性
- ③組織の類似事業経験・能力
- ④事業実施体制の妥当性

以上